

幼児教育・保育の無償化について

無償化はどんな場合に適用されるの？

無償化は※① 年齢、※② 保育の必要性、利用施設等によって、適用されるか決まります（概要は下表のとおり）

3～5歳児

	保育の必要性なし (専業主婦など)	保育の必要性あり (共働き家庭など)
保育所	—	無償
幼稚園A (公立幼稚園、 くわな、マリア)	無償	
幼稚園B (コスモス 津田桑名、津田大山田)	無償 (2万8,000円/月まで) ※令和8年9月分までは2万5,700円/月	
認定こども園	無償	
預かり保育 (幼稚園または 認定こども園)	対象外	無償 (1万2,300円/月まで) ※令和8年9月分までは 1万1,300円
(保育所・幼稚園・認定 こども園を利用して いない場合の) 認可外保育 施設等 ※③	対象外	無償 (4万300円/月まで) ※令和8年9月までは 3万7,000円
障害児 通園施設	無償 (保育所・幼稚園・認定こども園と併せて 利用した場合も対象)	

0～2歳児（住民税非課税世帯のみ）

	保育の必要性なし (専業主婦など)	保育の必要性あり (共働き家庭など)
保育所	—	無償
認定こども園	—	無償
地域型 保育事業 (小規模保育事業所など)	—	無償
(保育所・幼稚園・認定 こども園を利用して いない場合の) 認可外保育 施設等 ※③	対象外	無償 (4万5,700円/月まで) ※令和8年9月分までは 4万2,000円
障害児 通園施設	無償	無償 (保育所・幼稚園・認定 こども園と併せて利用 した場合も対象)

※① 対象となる3歳児について

基本的に満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子ども（＝3歳児クラスの子ども）が対象となります。ただし、幼稚園については、満3歳以上の子どもが対象となりますのでご注意ください。



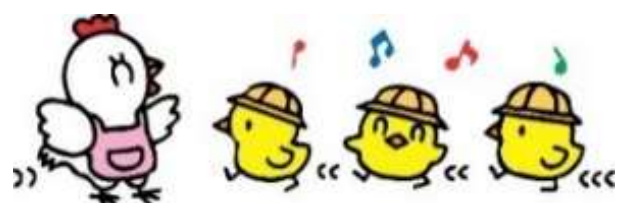
※② 保育の必要性とは？

保護者の就労、疾病、障害、妊娠・出産等により、子どもを保育する必要性があると認められる状況のことです。なお、保育の必要性が認められるには市町村に申請が必要です。（すでに認定をお持ちの方は申請不要）



※③ 認可外保育施設等とは？

認可外保育施設、病児保育、ファミリーサポートセンター、保育所の一時預かりを指します。



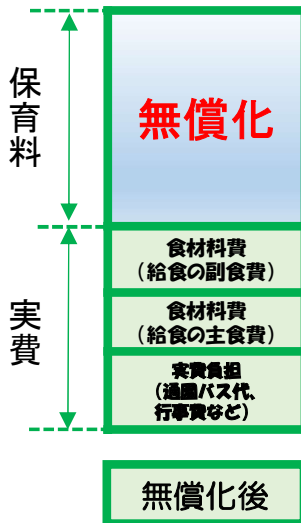
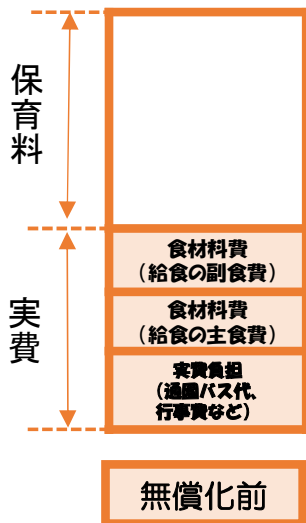
【問い合わせ先】
桑名市役所
子ども未来課 幼保支援課
TEL：0594-24-1284

対象となる費用のイメージ

1号認定子ども(教育利用・3歳以上の子ども)

●該当する施設

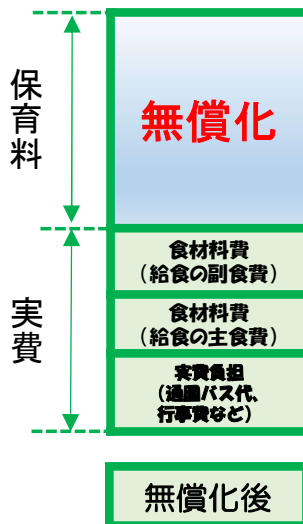
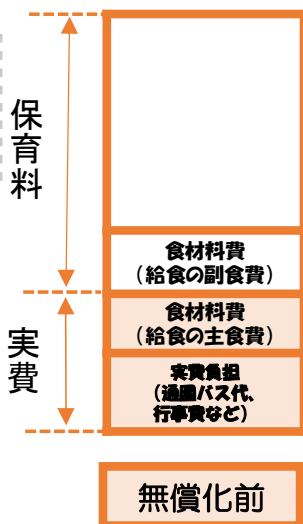
- ・幼稚園
- ・認定こども園(教育利用)



2号認定子ども(保育利用・3歳以上の子ども)

●該当する施設

- ・保育所
- ・認定こども園(保育利用)

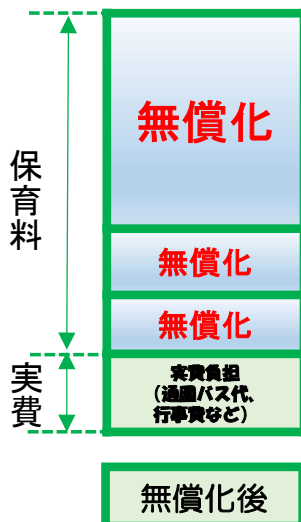
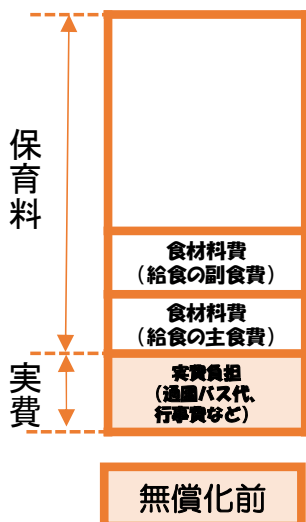


食材料費(給食の副食費)については、保育料としての負担から実費負担に変わります。

住民税非課税世帯の3号認定子ども(保育利用・3歳未満の子ども)

●該当する施設

- ・保育所
- ・認定こども園(保育利用)
- ・地域型保育事業



食材料費(給食の主食費・副食費)については、保育料の一部としての無償化の対象となります。

